

春日部市内水ハザードマップ作成業務委託

特記仕様書

春日部市

(総則)

第1条 本仕様書は、春日部市（以下、「甲」という。）が委託する「春日部市内水ハザードマップ作成業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下、乙という。）は本仕様書に基づき業務を行うものとする。

(目的)

第2条 本業務は、令和7年度に整備した雨水出水浸水想定区域図成果をもとに、記載事項・レイアウト等を調整した住民配布用の春日部市内水ハザードマップを作成するとともに、地理情報システムでの情報公開が可能なようデータ整備を行うことを目的とする。

(委託業務の概要)

第3条 本業務の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 委託件名 春日部市内水ハザードマップ作成業務委託
- (2) 委託箇所 春日部市全域
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

(準拠する法令等)

第4条 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、以下の関係法令等の最新版に準拠し、実施すること。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 河川法
- (3) 気象業務法
- (4) 水防法
- (5) 測量法
- (6) 防災基本計画
- (7) 埼玉県地域防災計画
- (8) 春日部市地域防災計画
- (9) 内水浸水想定区域図の作成・活用等に関する事例集
- (10) 春日部市契約業務委託標準約款
- (11) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (12) 地域の水害危険性の周知に関するガイドライン
- (13) 避難情報に関するガイドライン

(14)避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

(15)その他関係法令及び通達等

(作業及び配置技術者の要件)

第5条 本業務は測量作業による地図調製業務として行い、GISデータを利用した防災に関するマップの作成、市民の方々が多様な色の見え方を有することに対する対応、各種行政情報の取扱いがあることからつぎの要件を満たすこと。

(1)管理技術者（現場責任者）については測量士を配置すること。

(2)担当技術者は、以下のいずれかの条件を満たす者を1名配置すること。また、(3)の担当技術者と兼任も可能とする。

①公益社団法人日本測量協会による空間情報総括監理技術者の資格を有する者。

②公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者（GIS1級）の資格を有する者。

③公益社団法人日本測量協会による地理空間情報専門技術者防災調査の資格を有する者。

④技術士法に基づく技術士資格（総合技術管理部門「建設」または建設部門のいずれか）を有する者。

(3)担当技術者は、以下のいずれかの条件を満たす者を1名配置すること。また、(2)の担当技術者と兼任も可能とする。

①防災に関わる高度な知識を有する者でなければならないことから、地方公共団体と契約した防災関連業務（地域防災計画）等に直接従事し、当該業務の完了実績を有する。

②ハザードマップ作成業務に習熟する者でなければならないことから、地方公共団体と契約した記載内容の検討を含む災害ハザードマップ作成業務に直接従事し、当該業務の完了実績を有する。

(4)JISQ15001(プライバシーマーク取得)の登録審査また、ISO/IEC 27001(情報セキュリティ)の登録審査について、取得を証するもの(資格者は社員とし公的証明書及び資格証明書(写)など)を提出すること。

(提出書類)

第6条 乙は、本業務の着手前に次に掲げる書類を提出すること。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1)着手届

(2)委託金額内訳書

(3)業務工程表

(4)現場責任者及び技術管理者等通知書（経歴書及び実績を証明する書類を添付）

(5)配置技術者の雇用を証明する書類

(6)その他、甲が必要とする書類

（個人情報保護等）

第7条 乙は、本業務遂行中に知り得た事項については、いかなる理由があっても甲の承認なしに他に漏らしてはならない。

（業務概要）

第8条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

(1) 計画準備

(2) 資料収集整理

(3) 記載事項の検討

(4) ハザードマップ素案作成

(5) ハザードマップ原稿作成

(6) 業務報告書作成

(7) 打合せ協議

（計画準備）

第9条 乙は、本業務の実施にあたり、本業務の目的、業務内容、履行期間等を踏まえ、業務の技術的方針及び作業日程をとりまとめた上で、業務実施計画書を作成し甲の承認を得ること。

2 本業務は、地図に関する情報をもった各種データを総合的に管理・加工し、高度な空間分析を行うとともに、その分析した結果を視覚的に表現させながら、複数の防災マップ地図情報面レイアウトを作成する必要があるため、GIS技術を活用して作業の効率化及び円滑化を図るものとする。本業務で作成するGISデータは、ファイルフォーマットが全て公開されているShapeファイル形式で整理し、ファイルの属性は甲乙協議のうえ決定する。

（資料収集整理）

第10条 業務実施計画書に基づき、本業務の実施に必要な各種資料の収集・整理を行う。

(1)公共下水道雨水出水浸水想定区域検討 (R7) 業務委託 雨水出水浸水想定区域図データ

- (2) 行政内地形図（数値地形図データファイルを含む）
- (3) 春日部市地域防災計画
- (4) 既往の災害実績資料（発生個所、被害状況、写真、新聞記事、図書等）
- (5) 学区界に関する資料
- (6) 避難所データ（位置、延床面積、階数等）
- (7) 公共施設関連資料
- (8) 要配慮者利用施設情報
- (9) 近隣自治体の施設情報（避難所等）
- (10) 避難基準に関する情報（気象予報の種類と発表基準等）
- (11) 各種市民アンケート結果
- (12) その他業務に必要な情報

2 収集したデータのうち図形情報については、GIS データとして整理を行う。

3 乙は、本業務に使用した資料については業務終了後に速やかに甲に返却するものとし、複製した資料については作業終了後に速やかに廃棄処分を行うものとする。

（構成の検討）

第 11 条 乙は、水害ハザードマップ作成の手引き、内水ハザードマップ作成の手引き（案）及び他自治体の最新の内水ハザードマップ等を参考に、春日部市の災害特性（地域の災害リスク、災害実績等）や社会特性（避難に関する現状、避難単位及び避難範囲等）を考慮して、紙面構成について検討するものとする。

また、マップのサイズ、体裁については既存の春日部市災害ハザードマップに準じたものとし、同時に配布してもデザインに違和感が無いよう配慮し作成すること。また、必要に応じて、甲と協議の上、濃淡や色合い等を加工する。

(2) 地図表示範囲・図割・表示縮尺の検討

図割・表示縮尺は、できる限り家屋を個々に識別し、避難方向を住民自身で判断できる表示縮尺(1/15,000 以下)が望ましいが、最適な表示縮尺を検討することとする。

(3) 記載事項の検討

住民等が主体的に迅速かつ的確な避難行動を選択できるように水害ハザードマップ作成の手引き及び内水ハザードマップ作成の手引き（案）を踏まえて、「地図面」「学習情報面」に必要な記載事項や地域特性上必要と思われる特記事項については、住民等のアンケート結果等を参考にし、市民の立場に立って検討、掲載情報を整理することとする。既存の春日部市災害ハザードマップに準じ学習情報面等に多言語翻訳の情報を記載すること。その他掲載

事項については、水害ハザードマップ作成の手引き及び内水ハザードマップ作成の手引き（案）に示される掲載事項を十分に確認の上、掲載事項が手引き等を網羅しているかについてのチェックリストを作成し、甲に提出するものとする。

（ハザードマップ原稿作成）

第12条 乙は関係機関及び庁内各課等からの意見を反映させたハザードマップ修正案を作成し、協議のうえ最終原稿を作成する。また作成後簡易校正を実施し、最終確認を行うものとする。

2 最終確認後、以下の原稿データ作成を行う

(1) ホームページ掲載用 PDF 形式データ

(2) A1 版大判図印刷用 AI (Adobe Illustrator) 形式データ

(3) A1 大判図印刷物 (A4 折込)

① ページ数：A1 (全体図) 1 ページ、A4 (学習資料等) 8 ページ (表紙含む)

② 色：フルカラー (プロセス 4 色を使用し、背景図は明瞭な灰色で表現すること。)

③ 用紙：マットコート紙 (表紙 70.5kg、本文 57.5kg) に準じ、可能な限りグリーン購入法に適した用紙

④ インク：植物油に由来する環境にやさしいものを使用すること。

⑤ 製本：A1→A4 への変換を「折り加工仕上げ」

⑥ 部数：500 部

（業務報告書作成）

第13条 業務報告書の作成については、前条までの、資料収集からハザードマップ原稿作成に至るまでの作成経緯を整理し、業務報告書として取りまとめる。

2 本業務で作成した GIS データは、Shape ファイル形式にて作成する。

（打合せ協議）

第14条 打合せ協議は、業務着手時、中間 1 回、成果品納入時の計 3 回を最低限とするが、必要に応じて適宜行うものとする。協議後、乙は打合せ記録簿を提出し甲の承認を得ること。

（成果品）

第15条 成果品は、以下のとおりとする。なお、電子成果品の提出にあたっては、パターンファイルを最新のものにした上でウィルスチェックを行い、提出することとする。

- (1) 業務報告書（バインダー製本） 2冊
 - (2) 春日部市内水ハザードマップ（A 1 大判図）印刷物（A 4 折込） 500部
 - (3) 春日部市内水ハザードマップ（A 1 大判図）電子データ 1式
- ① GIS データ（Shape 形式）
 - ② 印刷用イラストレータ（AI）形式
 - ③ ホームページ用電子データ（PDF 形式、画像データ）

※市役所一括納品とする。

（修正）

第16条 本業務終了後、乙の責任に帰すべき理由により成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補則、その他の措置を行わなければならない。

（成果品の帰属）

第17条 本業務の成果品は、すべて甲に帰属する。また、乙は甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（疑義）

第18条 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義が生じた場合には、甲と乙でその都度協議し、乙は甲の指示に従うものとする。